

# 新しいまちづくりに向けて（第1版）

市民と行政が協働で創るまち ～ 飯塚市のめざす まちづくり協議会 ～



平成25年10月

飯塚市

# 目 次

1	はじめに	
1-1	まちづくりの背景及び現状	1P
1-2	今後、予測される地域社会	1P
1-3	地域で生じている様々な課題(地域課題)の一部	2P
1-4	地域課題の解決に向けて ～ 「まちづくり協議会」の設置 ～	2P
2	「まちづくり協議会」とは	
2-1	「まちづくり協議会」の基本理念	3P
2-2	「まちづくり協議会」のメリット	3P
2-3	「まちづくり協議会」及び行政のすすめる内容	4P
3	「まちづくり協議会」の役割	
3-1	「まちづくり協議会」の位置づけ	5P
3-2	各まちづくり協議会の名称	5P
3-3	「まちづくり協議会」への参画団体	5P
3-4	「まちづくり協議会」が行う事業、活動(参考)	5P
3-5	「まちづくり協議会」の活動の流れ	6P
	※「まちづくり協議会」と参画団体の活動の関係イメージ(参考)	7P
3-6	まちづくり計画とは	8P
3-7	自治会と「まちづくり協議会」	9P
	※「まちづくり協議会」の活動の流れ(全体イメージ)	10P
4	「まちづくり協議会」に対する市の支援体制	
4-1	地域向け補助金の統合	11P
4-2	地域担当職員制度	14P
4-3	先進事例の調査、研究及びまちづくり協議会への情報提供	14P
4-4	「まちづくり協議会」への財源確保に関する施策の検討	14P
5	「まちづくり協議会」の将来像	
5-1	活動初期(H25～H28)	15P
5-2	活動中期(H29～H33)	15P
5-3	活動醸成期(H34～)	15P
6	おわりに	16P

### 1-1 まちづくりの背景及び現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災はさまざまな被害をもたらしましたが、反面、助け合いながら災害を乗り越える「地域のきずな」の大切さに気付くきっかけにもなりました。飯塚市においても、平成15年及び平成21年の集中豪雨による水害がありましたが、地域における助け合い、支え合いによって、その都度乗り越えてきました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化、人口減少による急激な社会の変化により、「向こう三軒両隣」といった暮らしの形は崩壊しつつあり、それまで地域が担ってきた「相互扶助」は機能しなくなろうとしています。そこに起因して、自治会をはじめとする地縁団体や各種団体においては、担い手の不足や高齢化、固定化を招く結果となっています。

また、個人の価値観や地域が抱える課題や問題は複雑化、多様化する反面、地域としての連帯感や帰属意識は薄らいできており、それらの地域課題は解決されないままの状態が続いています。

さらに、長期化する厳しい財政状況の下では、行政がこれまでと同様のサービスを維持、提供していくことは年々困難な状況になっており、市民と行政がそれぞれの役割分担を明確にし、「市民が主体とならなければならないこと(自助)」「市民どうし協力してしなければならないこと(共助)」「市民と行政が協力してしなければならないこと(協助)」「行政が主体とならなければならないこと(公助)」等を整理し、市民と行政が相互理解したうえで協働のまちづくりを行う、「新しい公共」を構築していく必要があります。

飯塚市では、第1次飯塚市総合計画において、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづきたいまち」をまちづくりの都市目標像に設定し、この都市目標像実現のための4つの基本理念の1つとして「市民と行政が協働で創るまち」づくりを掲げており、その主体として市内12箇所の地区公民館を拠点とした「まちづくり協議会」の設立に取り組んできました。

その結果、平成24年度末をもって市内12地区すべてに「まちづくり協議会」が設立され、平成25年度からは本格的なまちづくり活動の実施、あるいは実施に向けた検討が行われています。

このような背景及び現状の中、「まちづくり協議会」が本格的な活動をすすめる際の、市として考える方向性を含めた一つの「手引き書」として本書を作成するものです。

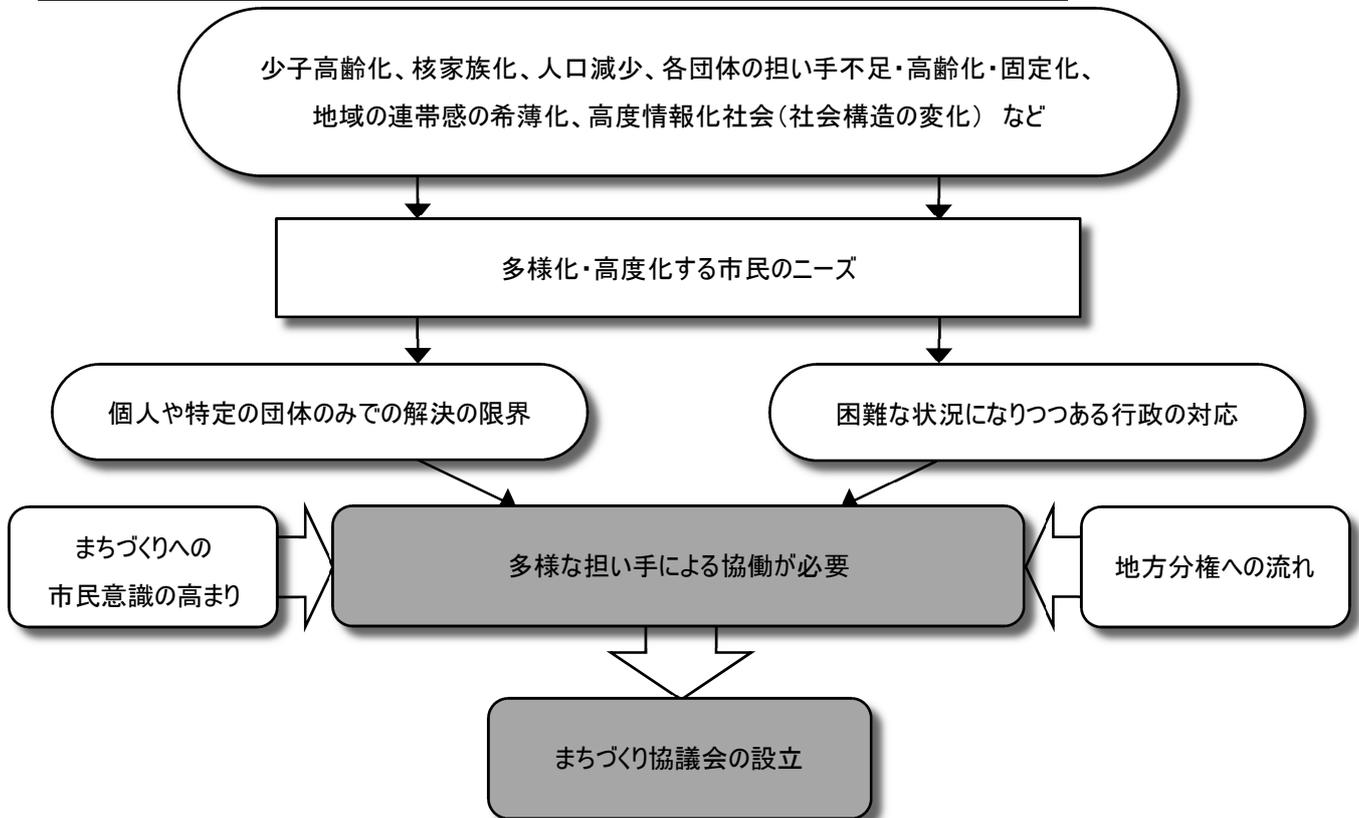
### 1-2 今後、予測される地域社会

超高齢化社会 (4人に1人→3人に1人)	少子化、人口減少	核家族化、単身世帯の増加
「地域」への連帯感・ 帰属意識の希薄化	個人の価値観・ライフスタイルの 多様化	経済の低成長による 厳しい財政状況
環境問題の悪化	情報化社会の高度化	

1-3 地域で生じている様々な課題（地域課題）の一部



1-4 地域課題の解決に向けて ～「まちづくり協議会」の設置～



## 2 「まちづくり協議会」とは

### 2-1 「まちづくり協議会」の基本理念

「まちづくり協議会」は、地域に存在する様々な団体や住民をつなぎ合わせ、それぞれの活動を活性化することで、地域の「自治」を担う組織、地域の中核となる組織にすることを基本理念とするものです。なお、「まちづくり協議会」が設立される区域は、地区公民館の設置された区域としており、市内12地区で「まちづくり協議会」が設立されています。

#### 「まちづくり協議会の基本理念」

- ・「地域の自治」を担う組織、地域の中核<sup>(注)</sup>となる組織にする
- ・地域のコミュニティを活性化する組織にする

(注)「中核」…まちづくり協議会に参画する様々な団体やコミュニティ、またそれらの団体等による活動をつなぎ合わせ、地域が抱える課題や問題の解決に向け、コミュニティの活性化を図りながら、それぞれの地域の実情に沿ったまちづくりをすすめることを「まちづくり協議会」の主目的としていることから、「中核」という言葉を使っています。

#### ※「市内12地区のまちづくり協議会」

飯塚片島まちづくり協議会	菰田まちづくり推進協議会	立岩地区まちづくり協議会
飯塚東地区まちづくり協議会	二瀬地区まちづくり協議会	幸袋まちづくり協議会
鎮西地区まちづくり協議会	鯉田地区まちづくり協議会	穂波地区まちづくり協議会
筑穂地区まちづくり協議会	庄内地区まちづくり協議会	潁田まちづくり協議会

### 2-2 「まちづくり協議会」のメリット

「まちづくり協議会」は、地域の住民、各種団体のネットワーク化、活性化を図るとともに、地域の特色を活かした組織であるため、市民のニーズにきめ細かく対応できるものと考えています。

また、地域の住民、各種団体が連携することで、様々な地域課題に対応できるほか、次のようなメリットが生じると考えられます。

#### 「まちづくり協議会」のメリット

- ①地域の総意による課題解決 … 地域住民の総意に基づき、一体感を持って地域の課題解決に取り組みます。
- ②団体活動の相乗効果 … 各種団体は連携、協力することで、お互いの活動に相乗効果が期待できます。  
また、個々の団体では解決できなかった課題が解決できるようになります。
- ③効率的な役割分担 … 地域内の人材の適切な配置、団体相互の人材活用により、効率的な役割分担が可能となります。
- ④適切な予算配分 … 各団体に別々に交付されている各種補助金がまちづくり協議会に一括して交付された場合には、地域の実情に合わせて適切に配分することができるようになります。

## 2-3 「まちづくり協議会」及び行政のすすめる内容

「まちづくり協議会」の基本理念を確立させるため、「まちづくり協議会」及び行政それぞれの視点から、すすめる内容は下記のとおりと考えています。これらの内容を行っていくことによって、これまでの「公共」という考え方を見直し、行政だけでなく、市民と行政が、または市民相互で担っていく「新しい公共」を築き、地域が自ら考え行動していくまちづくりをすすめていくこととします。

### ※ 「まちづくり協議会」の視点から

- ・ まちづくり協議会においては、広く地域住民の参加を呼びかけ、民主的で開かれた住民自治組織を構築し、各団体及び地域住民による合意形成の仕組みづくりを目指します(組織の構築)。
- ・ 地域が抱える課題や問題の解決に向け、地域のコミュニティの活性化を図りながら、住民主体のまちづくりに取り組みます(課題解決)。
- ・ 地域を代表する組織として、また協働のまちづくりにおける行政の対等なパートナーとしての自治能力を養います(組織の強化)。

※ 「まちづくり協議会」の役割 → 5Pへ

### ※ 行政の視点から

- ・ 地域のコミュニティの活性化と「地域の自治」の促進に向け、機能的な支援体制や制度(環境)づくりに取り組みます。
- ・ 地方分権時代にあわせた行政内部のまちづくりに対する体制を確立し、「地域の自治」を重視した施策をすすめます。

※ 「まちづくり協議会」に対する市の支援体制 → 11Pへ

### 3 「まちづくり協議会」の役割

#### 3-1 「まちづくり協議会」の位置づけ

「まちづくり協議会」の位置づけは、次のとおりとします。

「まちづくり協議会」の位置づけ	
①	協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーとしての組織
②	地域の中核となる組織、地域を代表する組織
③	それぞれの地域の住民すべてに開かれた組織

#### 3-2 各まちづくり協議会の名称

総称は「まちづくり協議会」としますが、各地域のまちづくり協議会の名称は、それぞれの地域で決定することとします。

#### 3-3 「まちづくり協議会」への参画団体

「まちづくり協議会」には下記の団体に参画していただきたいと考えています。

これ以外の団体につきましても、地域に存在する団体の種類や状況等に応じて「まちづくり協議会」に自由に参画できるものとします。「まちづくり協議会」は企業やNPO・ボランティア団体等、より多くの団体の参画、連携を促進するとともに、それぞれの地域の住民すべてに開かれた組織とします。

自治会(衛生自治会を含む)	公民館連絡協議会	社会体育振興会
青少年健全育成会	子ども会	民生委員・児童委員連絡協議会
地区社会福祉協議会	地域福祉ネットワーク委員会	老人クラブ
PTA	婦人会、女性の会 等	消防団

#### 3-4 「まちづくり協議会」が行う事業、活動(参考)

- ・ 人権啓発の推進に関する事業、活動
- ・ 防犯、防災、交通安全その他住民の安全に関する事業、活動
- ・ 環境美化に関する事業、活動
- ・ 健康づくり、体育活動に関する事業、活動
- ・ 青少年の健全育成に関する事業、活動
- ・ 福祉に関する事業、活動
- ・ 教育、文化、芸術の推進に関する事業、活動
- ・ 生涯学習の推進に関する事業、活動
- ・ 産業、観光振興に関する事業、活動
- ・ 住民のふれあいの場の創出に関する事業、活動
- ・ 広報及び情報収集に関する事業、活動
- ・ その他まちづくり協議会としての活動が促進される事業、活動

### 3-5 「まちづくり協議会」の活動の流れ

「まちづくり協議会」の活動の流れをまとめると以下のように考えます。

「まちづくり協議会」の活動の流れ
<ul style="list-style-type: none"><li>• それぞれの地域の課題や将来像を考え</li><li>• 課題解決や将来像に向けたまちづくり計画を策定し</li><li>• 地域のまちづくりをすすめていく</li></ul>

#### ① まちづくり協議会の参画団体のネットワーク化

まずは「まちづくり協議会」の参画団体のネットワーク化を図り、「まちづくり協議会」の各種会議を行うことで、連携、協力できる体制づくりをすすめる必要があります。

#### ② 部会制の導入の検討(参画団体の相互補完)

①の参画団体のネットワーク化を図りながら、「まちづくり協議会」をより活動しやすい組織とするため、部会制の導入を検討、実施することとします。また、参画団体が実施している既存事業であって、役員の高齢化等によって1つの団体では担いきれなくなった事業については、「まちづくり協議会」の事業として、部会を構成する各団体が相互補完し事業を継続することも考えられます。

#### ③ 地域の課題把握や将来像の検討

参画団体からの意見の聞き取り、各種会議、住民アンケートの実施等により、「まちづくり協議会」が実施する事業の基礎となる課題を把握し、地域の将来像(例 わたしの地域は、〇〇のような地域にしたい等)の検討を行います。

#### ④ まちづくり計画の検討→策定(※ 8P「まちづくり計画とは」を参照)

③で把握した地域の課題や将来像を基に、その解決に向けた具体的な事業計画や「まちづくり協議会」の基本理念や基本方針等をまとめたまちづくり計画について、内容の検討及び計画の策定を行います。

#### ⑤ まちづくり計画に沿った事業、活動の実施

④で策定したまちづくり計画を基に、「まちづくり協議会」の事業、活動を実施します。なお、事業、活動の実施にあたっては、参画団体の連携、多数の市民の参画により行います。

#### ⑥ 事業、活動結果の検証→翌年度のまちづくり計画の検討

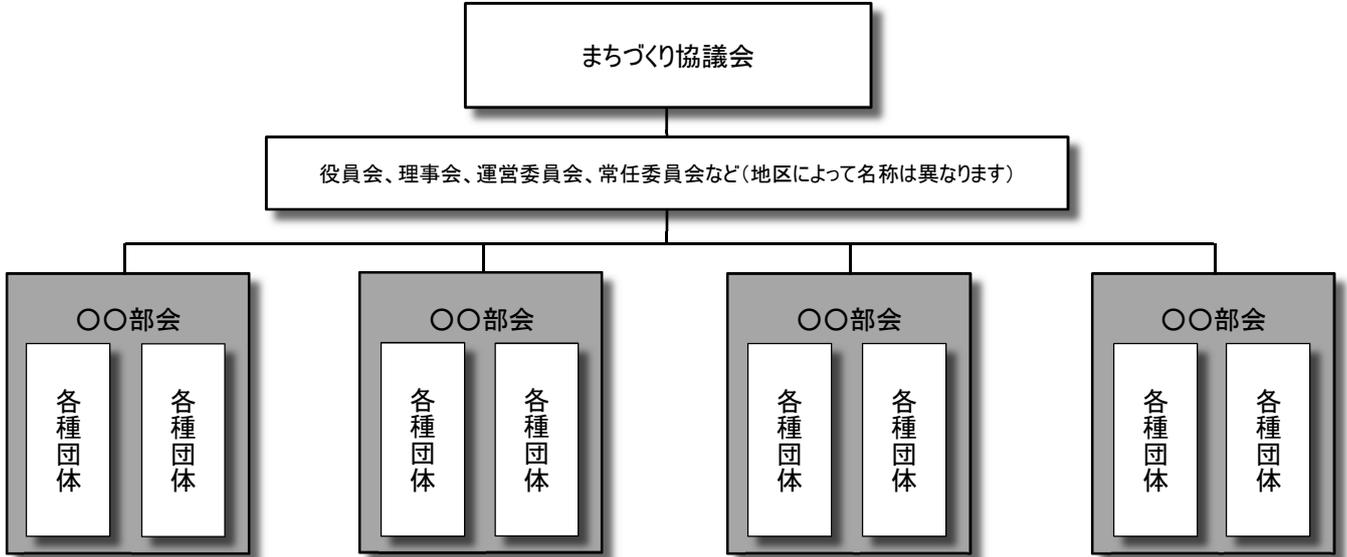
⑤で実施した事業、活動について、「どのような効果があったのか」「どのような反省点があるのか」等を検証し、翌年度のまちづくり計画を検討する際の参考とし、反映させます。

※まちづくり協議会の活動の流れ(全体イメージ)は10Pを参照してください。

※ 「まちづくり協議会」と参画団体の関係イメージ（参考）

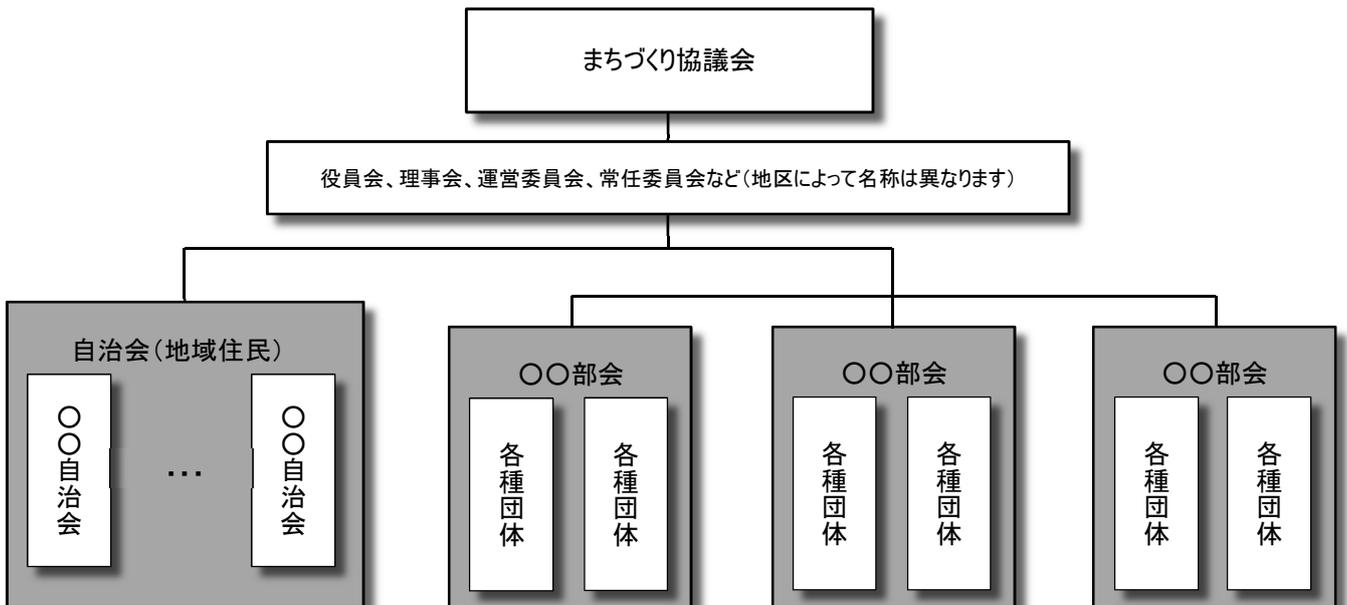
パターン1

関連する活動を行う参画団体を検討し、部会を設置します。部会内の参画団体の連携、部会どうしの連携により、まちづくりをすすめます。



パターン2

自治会と各部会及び部会を構成する参画団体とが連携して、まちづくりをすすめます。



### 3-6 まちづくり計画とは

自分たちの地域をどのような地域にしたいのか、という将来像(基本理念)や方針を定めるとともに、地域が抱える現状と課題を精査し、その解決に向けた事業を決めて、計画的に活動していく必要があります。その将来像(基本理念)や方向性、事業計画等を記したものがまちづくり計画となります。

このまちづくり計画は、地域住民の一人ひとりが自主的に「まちづくり協議会」の活動に参画するための指針となるものです。したがって、「まちづくり協議会」が実施する事業はまちづくり計画の内容に沿ったものとして行う必要があります。

#### まちづくり計画の概要

- ①基本理念 … 今後のまちづくりに関し、どのようなまちづくり(地域づくり)を目指そうとしているのか、それに対して、「まちづくり協議会」はどのように活動していくのか、事業を実施していくのか、等を記載します。
- ②現状と課題 … 各地域における歴史的背景や社会情勢、現在の人口、世帯数、高齢化率等の人口動態を踏まえ、地域の現状と課題を記載します。
- ③基本方針 … 「基本理念」「現状と課題」を踏まえ、まちづくり協議会や各部会等における基本方針や運営方針、活動方針等を記載します。
- ④事業概要 … 「基本方針」を基に、方針に沿った事業の行動目標や具体的な概要を記載します。
- ⑤事業計画 … 「事業概要」を基に、実際に行う事業の具体的な計画を記載します。
- ⑥予算(案) … 「事業計画」について、詳細な予算(案)を記載します。

#### ※まちづくり計画の内容例

##### ●基本理念

- ① 安全で安心して暮らせるまち
- ② 健康で安心して暮らせるまち

##### ●事業概要

- |           |             |           |
|-----------|-------------|-----------|
| 基本理念①に向けて | ・防犯パトロールの実施 | ・防災マップの作成 |
|           | ・総合防災訓練の実施  | など        |
| 基本理念②に向けて | ・〇〇地区住民運動会  | ・世代間交流の実施 |
|           | ・ふれあいサロン    | など        |

※まちづくり計画は、平成26～28年度の間は「単年度計画」とし、平成29年度以降は5カ年計画の「複数年計画」とします。なお、「複数年計画」については、上記の「まちづくり計画の概要」の①基本理念～③基本方針は5カ年にわたっての計画とし、④事業概要～⑥予算(案)は補助金交付のため、毎年度計画をたてる必要があります。

### 3-7 自治会と「まちづくり協議会」

#### ① 自治会の役割

自治会は、「まちづくり協議会」の中心となる団体として位置づけられると考えています。

また、自治会長は各自治会の代表であり、自治活動を積極的に行っていただく必要がありますが、自治会(自治会長会)で担っている事業の中で「まちづくり協議会」が担うべき事業は「まちづくり協議会」への移行を検討していく必要があります。

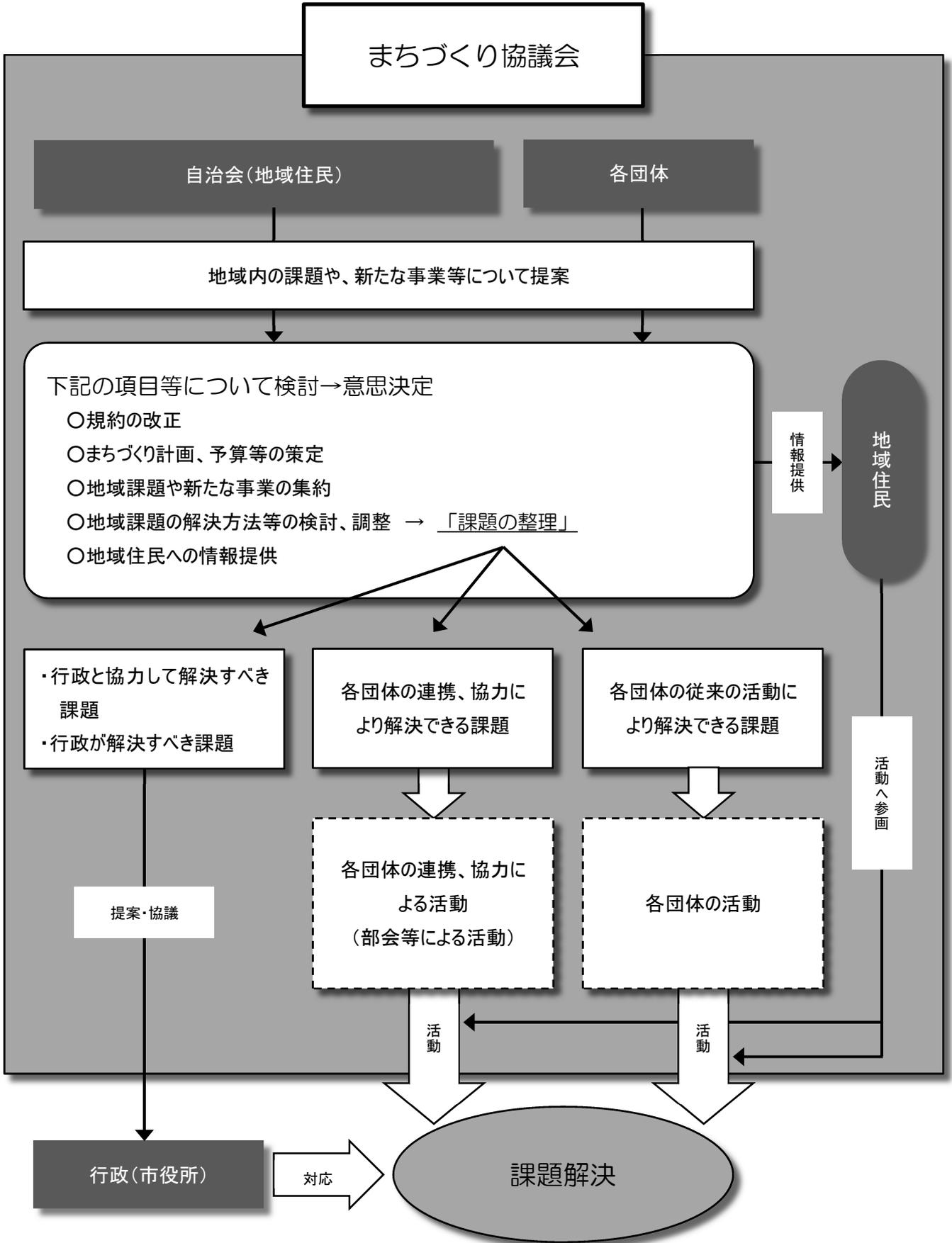
#### ※自治会と「まちづくり協議会」の役割分担の例

実施主体	事業の概要	具体的な事業例
自治会	身近な地域課題の解決や住民の親睦を図るための事業	防災訓練 街灯の管理 行政情報の配布・回覧 盆踊り・獅子舞 ごみステーションの管理 地域美化の取り組み など
「まちづくり協議会」	地域全体の課題や地域内の親睦を図るために「まちづくり協議会」または各部会や参画団体が主催して行う、住民全てを対象とした事業	まちづくり計画の策定 〇〇地区住民運動会 〇〇地区文化祭 青少年育成活動 福祉ネットワーク活動 地域全体のイベント・まつり 総合防災訓練 広報紙の発行 住民アンケートの実施 防犯パトロール ふれあいサロン 花いっぱい運動 道路一斉清掃 早朝ラジオ体操 など

#### ② 地域住民の意見集約

地域住民が抱える課題や問題、またそれを解決するための意見や提案は様々です。したがって、それらの意見をまずは自治会が集約し、その内容によって自治会で解決できる場合は自治会で、「まちづくり協議会」全体で解決すべき場合は「まちづくり協議会」に提示し、それぞれ解決に向けた検討を行っていきます。

※「まちづくり協議会」の活動の流れ（全体イメージ）



## 4 「まちづくり協議会」に対する市の支援体制

### 4-1 地域向け補助金の統合

地域が一体となった、住民主体のまちづくりを促進するため、市の各課から事業ごとに各団体に交付していた補助金(以下「地域向け補助金」という。)を可能な限り統合し、「まちづくり協議会」の理解を得て交付したいと考えています。その際、地域向け補助金の統合は平成26年度末までに各課及び各団体と調整し、最終的な「まちづくり協議会補助金(仮称)」を確定することとします。

#### ① 制度の目的

従来は、市の各課から事業ごとに各団体に地域向け補助金が交付されていたため、各団体の活動が個別に行われていました。そのため、活動内容が重複し、非効率な面もありました。

これらの地域向け補助金を統合することで、各団体が連携、協力し、地域が一体となった取り組みが促進されることを目的としています。

#### ② 制度の仕組み

下記に掲げる地域向け補助金を統合し、また、補助金の申請・交付窓口もまちづくり推進課に一元化して、「まちづくり協議会」に「まちづくり協議会補助金(仮称)」として交付することを検討します。

交付された「まちづくり協議会補助金(仮称)」は、各団体の従来どおりの活動に充てていただくことを可能とします。また、複数の団体で類似事業がある場合、事業の統合をしていただき、余剰分の補助金を別の事業に充てていただくことも可能とします。

※統合を検討する地域向け補助金(注( )内は現在の補助金の交付の流れ)

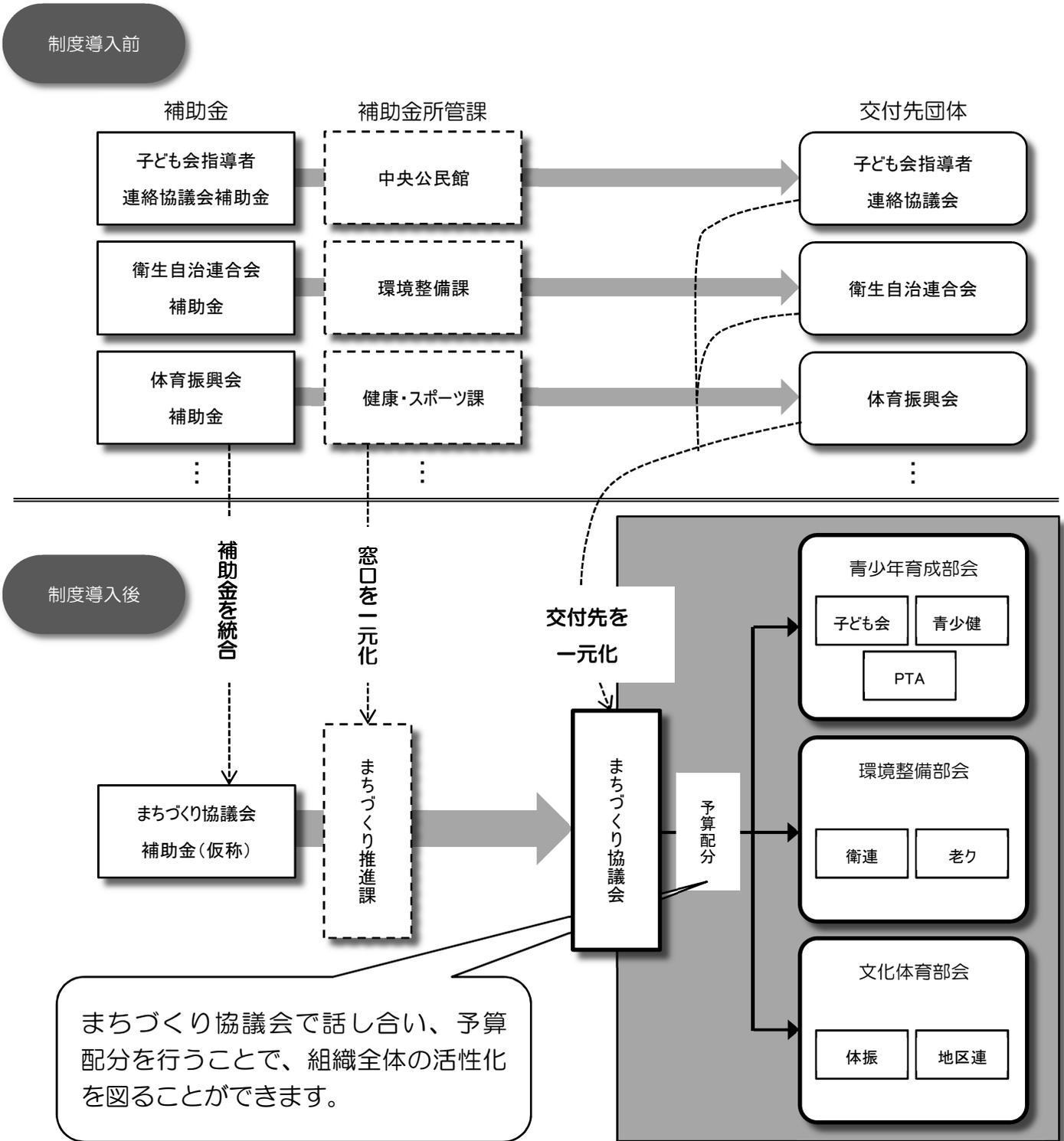
- ・地区公民館運営費補助金 (中央公民館→各地区公民館連絡協議会)
- ・自治公民館運営費補助金 (中央公民館→各自治公民館)
- ・子ども会指導者連絡協議会補助金 (中央公民館→子ども会指導者連絡協議会)
- ・衛生自治連合会補助金 (環境整備課→衛生自治連合会)
- ・体育振興会補助金 (健康・スポーツ課→各地区体育振興会)
- ・青少年健全育成会補助金 (こども育成課→青少年健全育成団体)
- ・老人クラブ事業費補助金 (高齢者支援課→老人クラブ連合会)
- ・地域福祉ネットワーク活動推進事業費補助金 (高齢者支援課→地域福祉ネットワーク委員会)
- ・PTA 活動事業費補助金 (生涯学習課→市内小学校 PTA 連合会)

#### ③ 制度導入のメリット

- 各地域向け補助金を統合した「まちづくり協議会補助金(仮称)」について、それぞれの活動に対する予算配分を「まちづくり協議会」で行うことで、各地域の状況に応じたまちづくりが可能となると考えています。
- 申請時に提出する書類の数が減る等、申請書類が簡素化され、各団体の事務の負担が軽減されます。

- 「まちづくり協議会補助金(仮称)」とは別に、まちづくり計画の策定や地域課題の解決を図る事業費(まちづくり協議会の活動初期の取り組みのための事業)及び「まちづくり協議会」の事務費について支援するよう検討します。

※「まちづくり協議会補助金(仮称)」のイメージ図(注:部会の構成・名称は例示です)



#### ④ 補助金交付及び地域向け補助金の統合の流れ

「まちづくり協議会」への補助金の交付について、平成25年度～27年度までの事務内容は下記のとおりとし、この内容に沿って補助金の統合を行っていきます。

##### 「平成25年度」

- ・ まちづくり協議会への支援費として、1地区あたり15万円(12地区合計180万円)を交付します。
- ・ 平成25年度内で各団体に交付されている地域向け補助金のうち、「まちづくり協議会補助金(仮称)」として統合を検討する補助金を抽出し(注 11P「統合を検討する地域向け補助金」を参照)、各補助金所管課と個別に協議及び各団体との調整を行った後、平成26年度以降の交付を目指します。なお、各補助金所管課との調整については、下記のとおり「地域向け補助金統合調整会議」を行いながら、補助金の統合に関する検討をすすめます。
- ・ 「まちづくり協議会補助金(仮称)」の交付に向けた補助金交付要綱を策定します。
- ・ 「まちづくり協議会」において、「まちづくり計画(H26)」を策定していただくよう、調整します。
- ・ 「まちづくり計画(H26)」に基づく「まちづくり協議会」の事業、活動について、予算計上を行います。

##### ※地域向け補助金統合調整会議

○補助金所管課： 中央公民館、環境整備課、生涯学習課、こども育成課、高齢者支援課  
健康・スポーツ課

注) 上記以外の課において「まちづくり協議会補助金」として交付可能な補助金があった場合は、その所管課を適宜「補助金所管課」として会議に招集する。

○関連所管課： 総合政策課、財政課、行財政改革推進課

##### 「平成26年度」

- ・ 平成25年度で統合した「まちづくり協議会補助金(仮称)」に加え、必要に応じた支援費を交付するよう検討します。
- ・ 平成25年度で統合できなかった補助金について、引き続き統合に向けた調整を行います。
- ・ 「まちづくり計画(H27)」については、平成25年度と同様に調整します。

##### 「平成27年度」

- ・ 平成26年度までに統合した「まちづくり協議会補助金(仮称)」に加え、必要に応じた支援費を交付するよう検討します。
- ・ 「まちづくり計画(H28)」については、平成26年度と同様に調整します。

※ 平成29年度からの複数年計画による「まちづくり計画(5ヶ年計画)」の策定に向けて調整を行います。

#### 4-2 地域担当職員制度

「まちづくり協議会」への人的支援として、各まちづくり協議会の会議等への出席及び事業・イベント等の支援を行うための職員を地域担当として配置することを検討します。

#### 4-3 先進事例の調査、研究及びまちづくり協議会への情報提供

「まちづくり協議会」への補助金とは別に、先進事例を調査、研究し、その事例をまちづくり協議会へ情報提供することで、独自事業の活動をしやすい環境づくりを行います。

また、国や県の地域コミュニティ支援施策の動向や、より多くの先進事例の情報、また公益法人が行う各種助成等の情報を収集し、「まちづくり協議会」の自主財源確保の実現につなげていきます。

#### 4-4 まちづくり協議会への財源確保に関する施策の検討

行政内部の各種事業について洗い出しを行い、その一部を委託する等により、「まちづくり協議会」としては財源確保、行政としては事業費の削減、を同時に実現できるような施策を検討します。

## 5 「まちづくり協議会」の将来像

「まちづくり協議会」の基本理念を基に、今後のまちづくり協議会のあり方を模索していくうえで、5年程度を一つの目途としながら、「活動初期」「活動中期」「活動醸成期」として区分し、それぞれの時期における「まちづくり協議会」が目指すべき将来像について、下記の内容を検討していく必要があると考えます。

### 5-1 活動初期（H25～H28）

- ・ 「まちづくり協議会」に参画する団体の連携・協力体制を強化するため、部会制の導入を検討、実施します。
- ・ 各地区まちづくり協議会において、まちづくり計画を策定し、計画に沿ったまちづくりを行う組織を目指します。なお、活動初期において、まちづくり計画は単年度計画とします。
- ・ 単年度毎のまちづくり計画に沿ったまちづくりを行い、各地区の地域課題を洗い出すことで、「活動中期」以降において、中長期的な視野に立ったまちづくりがすすめられるような組織を目指します。
- ・ 新たな地域課題が生じた場合において、「まちづくり協議会」が、その解決に向けた最初の窓口となる組織を目指します。
- ・ まちづくり協議会に交付される「まちづくり協議会補助金(仮称)」について、予算の配分等、弾力的な運営が出来る組織を目指します。

### 5-2 活動中期（H29～H33）

- ・ 「活動初期」において洗い出した地域課題や「まちづくり協議会」のあり方について再度検討し、検討した結果を基にまちづくり計画(5ヶ年計画)を策定します。
- ・ まちづくり計画(5ヶ年計画)に沿って「まちづくり協議会」の活動を行い、毎年度まちづくり計画(5ヶ年計画)の内容と照らし合わせながら、事業の成果等を検証します。
- ・ 上記の検証を基に、次のまちづくり計画(5ヶ年計画)を策定します。
- ・ 「まちづくり協議会」の自主財源確保に向けた事業の検討、実施を行う組織を目指します。
- ・ 市の事業の一部受託が出来るような組織を目指します。

### 5-3 活動醸成期（H34～）

- ・ 「活動中期」において策定したまちづくり計画(5ヶ年計画)に沿って「まちづくり協議会」の活動を行います。
- ・ 地域課題については、原則として「まちづくり協議会」で解決に向けて検討し、「まちづくり協議会」で解決できない課題については、行政に提案後協議を行い、地域課題を解決していく組織を目指します。
- ・ 協働のまちづくりにおいて、市と対等な団体として機能できるような組織を目指します。

## 6 おわりに

平成24年度末をもって市内12地区すべてに「まちづくり協議会」が設立され、平成25年度からは本格的なまちづくり活動の実施または実施に向けた検討が行われています。しかし、「まちづくり協議会」は設立されて日も浅く、それぞれの活動はまだ始まったばかりです。

また、各地域の歴史や地域性は異なっており、それに伴う課題や問題は様々に異なっているはずです。

この冊子はあくまでも「まちづくり協議会」の活動をすすめる際の一つの「手引き書」として作成したものであり、「まちづくり協議会」の参画団体や活動内容などは一律ではなく、各地域それぞれの話し合いの中で、実情に沿った形ですすめていくことが重要と考えています。

行政は、行政が果たすべき役割を遂行することはもちろんのこと、「まちを良くしていきたい」という、各地域の方々の思いを支援していきたいと考えています。

これからも、より多くの皆さんに「まちづくり」についてご理解を深めていただき、地域の皆さんと行政がお互いに知恵を出し合いながら、地域の特性を活かした「協働のまちづくり」が一層すすんでいくことを願っています。

新しいまちづくりに向けて(第1版)市民と行政が協働で創るまち  
～ 飯塚市のめざす まちづくり協議会 ～

平成25年10月 発行

編集・発行 : 市民環境部まちづくり推進課

住所 : 飯塚市新立岩5番5号

電話 : 0948-22-5500(内線1128)